

附属機関等の会議開催の概要
(書面審議及び答申)

(令和2年6月11日)

附属機関等の名称	郡山市国民健康保険運営協議会 (令和2年度第1回郡山市国民健康保険運営協議会)		
書面審議期間 及び 答申日	書面審議 令和2年 5月14日 (木) ～ 5月25日 (月) 答申 令和2年 6月 1日 (月)	会議時間	答申は 11:00～11:10
会議場所		公開の区分	
傍聴定員		傍聴者の 決定方法	
傍聴の状況			
議題	1 諮問事項 令和2年度郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について 1 国民健康保険税率等 2 課税限度額 2 報告事項 (1) 郡山市国民健康保険税条例の改正案について 外2件 (2) 令和2年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案 について 3 その他 令和元年度国民健康保険税収納対策事業及び収納状況について		
議事の概要	別紙「令和2年度 第1回郡山市国民健康保険運営協議会 書面審議及び答申 結果報告」のとおり		
出席者			
次回開催予定	令和2年11月	公開の区分	公開
担当所属及び連絡先	市民部 国民健康保険課 管理係 (電話: 024-924-2146)		

(別紙)

令和2年度 第1回郡山市国民健康保険運営協議会

書面審議及び答申 結果報告

開催日	<ul style="list-style-type: none">書面審議期間 令和2年5月14日(木)～25日(月)答申日 令和2年6月1日(月) 11:00～11:10
審議委員	<p><全17名></p> <ul style="list-style-type: none">被保険者代表(5名) 柳沼 久子 委員 日比野 富男 委員 加藤 ヨシ子 委員 志田 タリ子 委員 阿部 澄子 委員保険医又は保険薬剤師代表(5名) 土屋 繁之 委員 原 寿夫 委員 坪井 永保 委員 渡邊 洋二郎 委員 志岐 由利子 委員公益代表(5名) 大橋 靖雄 委員 奥秋 和夫 委員 近藤 幸夫 委員 佐藤 知恵子 委員 慶徳 孝一 委員被用者保険等保険者代表(2名) 齋藤 博典 委員 近藤 哲 委員
書面審議の議題	<ul style="list-style-type: none">諮問事項 令和2年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について 1 国民健康保険税率等 2 課税限度額報告事項 第1号 郡山市国民健康保険税条例の改正案について 外2件 第2号 令和2年度 郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案についてその他事項 令和元年度 国民健康保険税収納対策事業及び収納状況について
質問及び回答	<p>(質問1)</p> <p>被保険者数と国保税は減少傾向にある一方で、保険給付費は増加傾向にある。</p> <p>保険給付費の令和2年度予算は、令和元年度よりも減少しているが、これまでの傾向から見て減少の理由は大丈夫なのか。</p> <p>新型コロナリスクで医療機関受診者が減ることもあるし、新型コロナウイルスの医療費が増えることもあるかもしれないし、高齢化や超高額</p>

<p>質問及び回答 (続き)</p>	<p>医薬品など難しい問題もある。</p> <p>(回答1)</p> <p>国民健康保険税及び保険給付費は、主に被保険者数の減少による影響により対前年度比で減少している状況である。</p> <p>一方で、一人当たり医療費は、被保険者数が減少した場合でも、郡山市の国民健康保険被保険者に占める高齢者割合の増加や医療の高度化等により、全体医療費を被保険者数で除した結果、一人当たり医療費は増加（前年比で1万円の増）となっており、今後も大幅な医療費の減少がなければ一人当たり医療費の増加傾向は続くものと考えている。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査費用や検査において陽性と判断された方に対する医療費は、新型コロナウイルス感染症が令和2年1月に感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたことから全額国費対応となり、感染者増加による保険制度上での医療費増加の影響は小さいものと考えている。</p>
	<p>(質問2)</p> <p>国保税収入と保険給付費の今後の見通しについて知りたい。</p> <p>(回答2)</p> <p>国保税収入は、現時点で新型コロナウイルス感染症の感染拡大や終息状況がはっきりとしない中で、令和2年度の所得状況が令和元年度に比べ少なからず減少することが予想され、税収についても減少するものと見込んでいる。</p> <p>保険給付費は、被保険者の方の自主的な医療機関の受診自粛や感染症の終息状況による医療機関受診の回復等も現時点では予想が難しいことから、令和2年度の保険給付費の見通しは、各種データやレセプト情報の分析等を行った上で、次年度の本算定時などに説明したい。</p> <p>なお、医療機関受診者の状況は、各月のレセプト件数等の分析を行い、どのような影響があったかということについて、次回第2回運営協議会の際などに報告したい。</p>
	<p>(質問3)</p> <p>新型コロナウイルス感染症で、被保険者数、国保税、保険給付費はどのようになってゆくのかわ、何らかの考え、見通しがあれば教えてほしい。</p> <p>(回答3)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生による現時点での社会状況等をみると、緊急事態宣言を受けての「休業要請」や「経済活動の減退」などにより、税率等を検討する際の基礎となる、令和2年度所得は少なから</p>

<p>質問及び回答 (続き)</p>	<p>ず減少するものと予想している。</p> <p>そのような中で、被保険者数は雇用情勢の悪化等により「社会保険」から「国民健康保険」に移行される方の増加も予想されるが、「国民健康保険」から「後期高齢者医療制度」に移行する方が多い状況を考慮すると、減少スピードは若干鈍化するが、減少傾向は継続すると考えられる。</p> <p>また、国民健康保険税、保険給付費等は、新型コロナウイルス感染症の終息状況により、所得の減少の程度や医療機関での受診状況などの影響が大きいことから、次年度以降の本算定結果の中で不測の事態で活用する「国民健康保険事業財政調整基金」も活用しながら、収支バランスを考慮した上で税率等を検討していきたい。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に起因した、国民健康保険税の減免や国民健康保険被保険者のうち「被用者」の方に対して傷病手当の支給を行う場合には、全額が国費で補填される予定である。</p> <p>また、平成 29 年 11 月に福島県と市町村が共通認識に立った上で策定した「福島県国民健康保険運営方針」の見直しが本年中にあるため、税率等の統一目標年次や統一に向けた取り組みについて機会を捉えて報告する。</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染者への傷病手当金支給、所得減少世帯に対する減免措置など、スムーズな実施をお願いしたい。 ウイルスと共存する新しい時代の「生活様式」の浸透を PR してほしい。 ・一人当たり税額は少し減少しているが、一般被保険者数は 2016 年度から約 1 万人も減少し、一人当たり医療費も約 36 万円と上昇している。 今後ますます増加する高齢加入者に対して、国庫負担で支えられるかが課題である。 ・課税限度額の引き上げは、高所得者の応能分として相当と考える。 ・国民健康保険税率等について据え置きとし、収支不足分を被保険者の負担増加とならないよう国民健康保険事業財政調整基金からの取り崩しで行うという諮問事項について、令和 2 年度は、令和元年度の台風被害も大きく市民にとって負担とならないようにとの考えについては理解できるものである。 ただし、令和 2 年度の予想基金残高は約 7 億円であり、今後とも被保険者数の減少と高齢化によって、国民健康保険会計の悪化が予想される中では、長期的視点から同会計の収支改善を目指して保険料率の引き上げも検討していく必要があると考える。

諮問事項の 審議結果	委員 17 名 全会一致の承認
市長への答申 内容	<p>1 国民健康保険税率等については、現行のまま据え置くことが望ましい。</p> <p>2 課税限度額については、地方税法施行令第 56 条の 88 の 2 の改正に基づき、基礎課税（医療）分を 61 万円から 63 万円へ 2 万円引き上げ、介護納付金分を 16 万円から 17 万円へ 1 万円引き上げることが望ましい。</p> <p>※ 附帯意見等の詳細は「答申書（写し）」のとおり</p>

(写し)

国民健康保険に関する答申

郡山市国民健康保険運営協議会

郡山市国民健康保険運営協議会委員

会 長	奥 秋 和 夫
副会長	近 藤 幸 夫
委 員	柳 沼 久 子
委 員	日比野 富 男
委 員	加 藤 ヨシ子
委 員	志 田 タリ子
委 員	阿 部 澄 子
委 員	土 屋 繁 之
委 員	原 寿 夫
委 員	坪 井 永 保
委 員	渡 邊 洋二郎
委 員	志 岐 由利子
委 員	大 橋 靖 雄
委 員	佐 藤 知恵子
委 員	慶 徳 孝 一
委 員	齋 藤 博 典
委 員	近 藤 哲

2 郡 国 運 第 3 号
令 和 2 年 6 月 1 日

郡山市長 品 川 萬 里 様

郡山市国民健康保険運営協議会
会 長 奥 秋 和 夫



国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）

令和2年5月14日付け2郡国第504号で諮問のありましたこのことについて、当会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 国民健康保険税率等については、現行のまま据え置くことが望ましい。
- 2 課税限度額については、地方税法施行令第56条の88の2の改正に基づき、基礎課税（医療）分を61万円から63万円へ2万円引き上げ、介護納付金分を16万円から17万円へ1万円引き上げることが望ましい。

【附帯意見】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により今後の終息が迎えられるまでは、ウイルスと共存する新しい時代の「生活様式」による感染予防に始まり、新型コロナウイルス感染症の検査体制や医療体制の充実・強化が求められている。

そのような中で、国民皆保険の一翼を担う国民健康保険は、国民の健康を守るセーフティネットとしての役割は重要と考える。

しかしながら、国民健康保険制度の現状としては、高齢化の急速な進行や高度医療技術の進歩等の影響により、一人当たりの医療費が増加している一方で、低所得者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるといった構造的な問題を抱えており、本市においても、被保険者数の減少により、税収は減少する見込みであるものの、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと懸念される。

このような状況の中、「令和2年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定」については、収支バランスを考慮した上で被保険者の負担増加とならないよう国民健康保険事業財政調整基金等を活用し、国民健康保険税率等については、現行のまま据え置き、課税限度額については、より能力に応じた負担とする観点から、地方税法施行令の一部改正に伴い、引き上げることが適当であるとの総意に至った。

なお、国民健康保険事業のより健全かつ適正な運営を図るため、各種事業を実施し医療費適正化に努めるとともに、国民健康保険税のより一層の収納率向上対策に取り組む必要がある。